

『和歌山県立紀伊風土記の丘資料館資料収集方針』

令和6年3月23日
和歌山県立紀伊風土記の丘館長

『和歌山県立紀伊風土記の丘設置および管理条例』第1条に規定する県内の考古資料および民俗資料を保存し、その活用を図るため、以下のとおり和歌山県立紀伊風土記の丘資料収集方針を定め、資料収集に努める。

第1条 考古資料

(1) 考古資料は、県内で出土した又は県内で出土したと伝承されている出土品とする。

出土品とは、埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁『出土品の取り扱いについて（報告）』（平成9年2月、以下「報告」という。）で、『出土品の種類・分類例』に掲出される遺物及び自然物とする。

(2) 次の各号に該当する考古資料を中心に、網羅的に県内出土品（伝承を含む）を収集する。

①岩橋千塚古墳群出土品及び県内の古墳時代の理解に必要な出土品

②埋蔵文化財専門職員（埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会・文化庁『埋蔵文化財専門職員の育成について（報告）』（令和2年3月）の「埋蔵文化財専門職員Ⅰ種」又は「埋蔵文化財専門職員Ⅱ種」）未配備の地方公共団体域内出土品

(3) 出土地域に関わらず、次の各号に該当し、当県との関連性が高いと判断できる資料を収集する。

①当県内の製作又は生産と認められる出土品

②当県内の影響を受けている又は当県内に影響を及ぼしたことが明らかな出土品

(4) 当県の考古学上重要と認められる出土品を収集する。

(5) 実物の出土品の収集が困難な場合は、複製品・三次元データ等の二次資料も積極的に収集する。

(6) 出所・経緯・価値等を明らかにするために出土品と一体的に収蔵・保管する必要がある文献、写真、出土品に係る記録類も併せて収集する。

第2条 民俗資料

(1) 民俗資料は、「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で県民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの」（和歌山県文化財保護条例第2条(3)）とする。

(2) 県民の生活の推移を理解することのできる用具・資料を網羅的に収集する。とくに各号に該当する資料は重点的に収集する。

- ①地域的な特色を示す衣・食・住に関する資料
 - ②機械化されていない諸職用具の収集(製品見本、製作工程見本の制作依頼を含む)
 - ③農具・漁具・養蚕具・工匠用具は、館蔵品の補完的収集
 - ④当県の民俗芸能用具並びに儀礼・信仰関係用具
 - ⑤民俗事象を表す写真・映像・音源などの資料
- (3) 和歌山県内に関わらず、次の各号に該当し、当県との関連性が高いと判断できる資料を収集する。

- ①当県内の製作又は生産と認められる資料
 - ②当県内の影響を受けている又は当県内に影響を及ぼしたことが明らかな資料
- (4) 実物資料の収集が困難な場合は、複製品・三次元データ等の二次資料も積極的に収集する。
- (5) 出所・経緯・価値等を明らかにするために資料と一体的に収蔵・保管する必要のある文献、写真、映像、音源等の記録類を併せて収集する。

第3条 その他資料収集に関して必要な事項は、館長が別途定める。

『和歌山県立紀伊風土記の丘資料受領・受託判断基準』

令和6年3月23日
和歌山県立紀伊風土記の丘館長

第1条 和歌山県立紀伊風土記の丘管理規則第9条又は第10条の規定により寄贈又は寄託の申し出を受けた際に、『和歌山県立紀伊風土記の丘資料館資料収集方針』及び本基準に適合する場合、受領又は受託する。

2 和歌山県立紀伊風土記の丘館長は受領又は受託する際に、和歌山県立紀伊風土記の丘協議会の意見を聴くことができる。

第2条 考古資料は、将来にわたり保管・管理する必要がある出土品を選択して受領又は受託することができる。選択は、『出土品の取り扱いについて（報告）』に基づき、出土品の種類、時代、遺跡の種類・性格、遺跡の重要性、出土状況、出土量、残存度・遺存状況、文化財としての重要性、移動・保管・活用の可能性を総合的に勘案して行う。

第3条 民俗資料は、博物館での展示・活用を前提として将来にわたり保管・管理する必要がある資料を選択して受領又は受託することができる。選択は、収蔵の有無及び収蔵数、地域的特色の有無、民俗資料の種類、製作・使用年代、意匠、保管状態、資料構成、文化財としての重要性、移動・保管の可否を総合的に勘案して行う。

(2) 民俗資料は、前項のほか教育普及活動等において活用できる資料を必要に応じて受領又は受託することができる。